認定変更申請書　兼　変更届

盛岡市長
盛岡市福祉事務所長　様

令和　　年　　月　　日

子ども・子育て支援法の給付認定等に係る変更の必要が生じたので、下記のとおり申請又は届出します。

保護者氏名		住所		電話番号	
児童氏名①		利用施設名		生年月日	令和　年　月　日
児童氏名②		利用施設名		生年月日	令和　年　月　日
児童氏名③		利用施設名		生年月日	令和　年　月　日

以下の該当する変更事項を☑し、記入してください。教育・保育給付認定は、変更を希望する月の前月25日（土日祝日の場合はその前の平日）までに届け出た内容について、翌月から変更となります。

変更事項	変更前	変更後
☐ 教育･保育給付認定区分/保育必要量の変更	☐ １号 ☐ ２号標準時間　☐ ２号短時間 ☐ ３号標準時間　☐ ３号短時間	☐ １号　令和　年　月から ☐ ２号標準時間　☐ ２号短時間　令和　年　月から ☐ ３号標準時間　☐ ３号短時間　令和　年　月から
☐ 施設等利用給付認定区分	☐ １号（新１号） ☐ ２号標準時間 ☐ ３号標準時間	☐ １号（新１号）　令和　年　月　日から ☐ ２号標準時間　令和　年　月　日から ☐ ３号標準時間　令和　年　月　日から
☐ 保育を必要とする事由の変更 ☐ 父　☐ 母	☐ 就労 （就労先） （勤務時間）午前　時　分から午後　時　分 （勤務日数）月平均　日勤務 （退職日）　令和　年　月　日 ☐ 疾病・障がい （通院・入院開始日）　令和　年　月　日 ☐ 就学・職業訓練 （入学・受講開始日）　令和　年　月　日 ☐ 産前産後 （出産・分娩予定日）　令和　年　月　日 （育児休業予定）　☐ 有　☐ 無 →取得予定期間 令和　年　月　日から令和　年　月　日まで ☐ 求職活動　☐ 介護等　☐ 災害復旧　☐ 虐待・DV ☐ その他　（　）	☐ 就労　（ ☐ 転職　☐ 掛け持ち　☐ 異動） （就労先） （勤務時間）午前　時　分から午後　時　分 （勤務日数）月平均　日勤務 （勤務開始日）　令和　年　月　日 ☐ 疾病・障がい （通院・入院開始日）　令和　年　月　日 ☐ 就学・職業訓練 （入学・受講開始日）　令和　年　月　日 ☐ 産前産後 （出産・分娩予定日）　令和　年　月　日 （育児休業予定） →取得予定期間 令和　年　月　日から令和　年　月　日まで ☐ 求職活動　☐ 介護等　☐ 災害復旧　☐ 虐待・DV ☐ その他　（　）
☐ 住所変更	盛岡市	盛岡市 転居日　令和　年　月　日
☐ 代表保護者変更	☐ 父　☐ 母　☐ その他 氏名	☐ 父　☐ 母　☐ その他 氏名
☐ 世帯構成の変更	（増減理由）　☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ 別居 ☐ 同居 ☐ 死亡 ☐ その他　（　） （増減日）　令和　年　月　日 ☐ 増　☐ 減　氏名　生年月日　児童との続柄　勤務先等 ☐ 増　☐ 減　氏名　生年月日　児童との続柄　勤務先等	
☐ その他		

【必要書類一覧】 ※変更申請書と必要書類を市が定める様式で提出してください。

<table>
<tr><th colspan="3">変更内容</th><th>必要書類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">支給認定
区分変更</td><td colspan="2">教育･保育給付認定
1号→2号</td><td>教育･保育給付受給資格認定申請書及び保育が必要な事由を証明するもの(就労証明書等)</td></tr>
<tr><td colspan="2">施設等利用給付認定
1号→2号</td><td>施設等利用給付認定・変更申請書（新２号・新３号認定用）及び保育が必要な事由を証明するもの(就労証明書等)</td></tr>
<tr><td colspan="2">教育･保育給付認定
施設等利用給付認定
2・3号→1号</td><td>なし</td></tr>
<tr><td rowspan="11">事由</td><td rowspan="4">就労状況変更</td><td>就職・転職</td><td rowspan="3">新しい就労先の「就労証明書」</td></tr>
<tr><td>異動</td></tr>
<tr><td>勤務形態・
就労時間の変更</td></tr>
<tr><td rowspan="2">退職</td><td>退職後、求職活動を行う場合 →なし</td></tr>
<tr><td>退職後、転職先決定・内定している場合→「就労証明書」</td></tr>
<tr><td colspan="2">疾病・障がい・
介護・看護</td><td>盛岡市様式の診断書
障害者手帳写し(身体障がい1～2級、精神障がい１級、療育手帳Ａ)
介護保険被保険者証写し（要介護度４～５）</td></tr>
<tr><td colspan="2">就学</td><td>在学証明書</td></tr>
<tr><td colspan="2">職業訓練</td><td>受講決定通知書及び時間割表の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">産前産後（出産予定）</td><td>母子健康手帳の表紙及び出産予定日記載ページの写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">求職活動</td><td>なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住所変更</td><td colspan="2">市内転居</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">市外へ転出</td><td>退園届（教育・保育給付認定を受けている方のみ）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">世帯構成の変更</td><td colspan="2">婚姻</td><td>婚姻相手の保育を必要とする事由の証明書類（就労証明書等）
婚姻相手のマイナンバーのわかる書類（マイナンバーカードの写し等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">離婚</td><td>なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">別居</td><td>離婚を前提にした別居の場合「申立書」</td></tr>
<tr><td colspan="2">同居</td><td>場合によって、保育を必要とする事由の証明書類（就労証明書等）や
マイナンバーのわかる書類（マイナンバーカードの写し等）等</td></tr>
<tr><td colspan="2">死亡</td><td>なし</td></tr>
</table>

※上記のほかにも、必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

【書類提出先】

利用している教育・保育施設（市内に限る）又は子育てあんしん課

※各種書類は、盛岡市ホームページからダウンロードできます。また、各教育・保育施設（市内に限る）及び子育てあんしん課にあります。

【問い合わせ先】

保育所、認定こども園、小規模保育施設、給付認定に関すること

・子育てあんしん課 入園係　TEL019-626-7511

旧制度幼稚園、認定こども園及び幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等、施設等利用給付認定に関すること

・子育てあんしん課 保育サービス推進係 TEL019-626-7553